

- 県から内容修正依頼があった場合の対応について説明します。

①申請者のアドレスに〔【要対応】申請内容のご修正のお願い〕メールが届きます。

【要対応】申請内容のご修正のお願い - 【宮城県】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請（新規）_仙南保健所 [受付番号:CH00000189]

no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp
宛先 yakumu-k@pref.miyagi.jp

返信 全員に返信 転送

2025/10/27 (F)

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

このメールは宮城県仙南保健所獣疫薬事班の申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

申請手続きのための重要なお知らせです。

申請を完了させるために申請内容のご修正をお願いいたします。
以下の URL にアクセスし、申請内容の修正をおこなってください。

https://logoform.jp/status/inquiry/A-licAE2xKMqbGS2zEm6NHdXQKZoCTqInOn1W2Udn18?receipt_num=CH00000189

パスワード: zngabYHcuH

URL にアクセスした際、パスワードの入力を求められますので、上記のパスワードを入力してください。

フォーム名:
【宮城県】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請（新規）_仙南保健所

受付番号:
CH00000189

修正依頼の内容:
営業所管理者の資格を証する書類が不鮮明のため、再添付してください。

宮城県仙南保健所獣疫薬事班
TEL : 0224-53-8119
E-mail : snkebiy@pref.miyagi.lg.jp

②メール内のURLをクリックし、メールに記載のパスワードを入力します。

1 入力

2 照会

3 結果

お客様の申請状況を確認するためには、お控えいただいている 受付番号 とパスワード を入力して照会ボタンを押してください。

受付番号 (必須)

CH00000189

パスワード (必須)

→ 照会

05-2 操作方法（修正）

③修正依頼内容を確認し、「申請内容を修正する」をクリックします。

申請状況照会フォーム

1 入力 2 照会 3 結果

申請状況

ご入力いただいた受付番号の申請が見つかりました。

受付番号: CH00000189

現在の申請状況: 補正依頼

営業所管理者の資格を証する書類が不鮮明のため、再添付してください。

申請内容に不備があります。以下の「申請内容を修正する」ボタンを押し、申請内容を確認して再申請してください。申請を取り消したい場合は、以下の「申請を取り消す」ボタンを押してください。

→ 申請内容を修正する → 申請を取り消す

④修正依頼箇所を修正し、ページ下部の「金額確認画面へ進む」をクリックします。

兼営事業の種類 必須

業事に関する兼営事業（薬局、店舗販売業など）があれば入力してください。なければ「なし」と入力してください。 必須

店舗販売業

←入力内容を修正する場合は、正しい情報を再入力してください。

取り扱う医療機器の区分 必須

☒ 高度管理医療機器等 ☐ 指定視力補正用レンズ等（視力補正用、非視力補正用）のみ ☐ プログラム高度管理医療機器のみ

↑選択内容を修正する場合は、正しい内容を再選択してください。

営業所管理者の資格を証する書類 必須

基礎講習の修了証等をPDFで添付してください。 必須



アップロードされたファイル

←データについては、修正指示のあったものを含め、全データで再添付が必要となります。

申請手数料

30,000 円

→ 金額確認画面へ進む

⑤「確定前金額確認」→「入力内容確認」にすすみ、内容を確認します。

⑥入力内容に誤りや不備がないことを確認し、「送信」をクリックします。

⑦改めて申請者アドレスに〔【重要】仮申請完了のご案内〕メールが届きます。

このメールは宮城県仙南保健所獣医師事務士の申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

申請を受け付けました。

審査後にお支払い金額を確定し、メールにてご案内いたします。

なお、現時点では仮申請の段階ですので、下記の【必要書類】を速やかに下記宛て先へご郵送願います。

県で必要書類受領後、支払い案内メールを送付しますので、支払いをもって本申請が完了となります。

（以下に該当しない方は、郵送提出は不要です。担当者確認後、支払い案内メールを送付します。）

<郵送いただく書類【必要書類】>

・ 登記事項証明書（原本）（申請者が法人の場合）

※発行日から6か月以内のもの

・ 医師の診断書（原本）（「申請者の欠格事項(6)」に該当する場合）